

# 令和7年度 部活動規約

令和7年4月1日改定

## 1 部活動の位置づけ

- ①学校教育活動の一環として取り組む。
- ②心身の成長に意義のある活動である。
- ③部活動指導員、又は外部コーチにより技術指導を行うこともある。
- ④「京都市立中学校 部活動ガイドライン」及び  
「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」に則る。

## 2 ねらい

- ・生徒の趣味・特技を生かし、人格形成に役立てる。
- ・社会性を身につけ自主的・自動的な能力を育成する。

## 3 運営

- ①顧問は希望を原則とし、年度ごとに決定する。
- ②生徒指導の観点から全教職員が協力体制をとる。
- ③運動部顧問は、複数制を原則とする。
- ④平日の活動は、原則、校内に顧問がいることとする。
- ⑤休日、又、長期休業中の活動は、顧問が直接指導することとする。
- ⑥年度初めに部活動顧問会を行う。  
※顧問全員出席を原則とするが代表だけの出席でも構わない。
- ⑦入部する場合は、保護者の許可を受け、入部届を担任に提出する。
- ⑧入部は1人1つまでとする。
- ⑨退部する場合は、保護者、担任、顧問と相談した上で、担任に退部届を提出する。

## 4 活動時間

- ①年間通して、16:55 完全下校とする。（16:40 に予鈴を打つ）
- ②休日の活動は、原則 8:00～17:00 とする。
- ③活動時間は、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度の活動とする。

## 5 休養日と部活動の停止日

- ①平日、各部活動の判断で、週に1日以上の休養日を設定する。
- ②土日のいずれか1日以上を休養日とする。ただし、その土日に公式の大会等がある場合を除く。
- ③長期休業中も学業日に準じて休養日を設定すること。
- ④学校閉鎖日は部活動停止とする。ただし、公式の大会等がある場合は活動を認めることがある。
- ⑤職員会議や研修会等、行事の関係で学校全体の部活動停止日を設定する場合がある。その場合は、該当日を部活動停止日とし、休養日とする。
- ⑥学校祭当日と入学式・卒業式、入学式・卒業式の前日は部活動停止日とする。また、行事の準備によ

って部活動の停止を求めることがある。

- ⑦定期テストの1週間前から、定期テストが終了するまで活動はできない。ただし、公式の大会等への参加やコンクール等がある場合は認める。

## 6 違反の部に対する処置

規約に違反した場合、また部及び部員に問題が生じた場合、管理職・部活動係・生徒指導部長・顧問の協議により、その処置を決定する。

## 7 部活動の新設・復部・廃部に関して

「京都市立中学校 部活動ガイドライン」・「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」に則り、以下のようにしていく。

- ①令和10年度から移行されていく部活動地域開放に向けて、新設・復部に関しては行わない。  
②以下に該当する場合は、休部・廃部とする。

### ■専門知識を有し、実技指導ができる教員・部活動指導員が不在となる場合

- ・翌年度の新入生募集は行わない。また、公式戦をのぞいて活動は平日のみとする。
- ・翌年度当初にも、教員・部活動指導員が不在となる場合、休部として扱い、1年間休部が続く場合に廃部とする。
- ・廃部となった場合、拠点校方式での活動に移行する。

### ■部員数が、試合に参加する定員を満たさない場合

- ・翌年度の新入生募集は行わない。試合出場に当たっては、合同部活動として参加する。
- ・在籍する部員が不在となつたうえで廃部とする。

## 8 その他

- ①部活動中の災害等について本校の救急処置に基づいて行う。  
②更衣室・トイレ・クラブ倉庫・使用教室等の管理・清掃は、使用している部活動で責任を持って行う。  
③活動時間・場所等の連絡を確実に伝え、学校に問い合わせがないようにする。  
④休日や校外での活動時、顧問は生徒の集合前に活動場所におり、解散時は全員の解散を確認する。  
⑤部費を徴収する場合は、年度末に会計報告を保護者・管理職・係に提出する。  
⑥校外で活動する場合、校外活動届を管理職に電子メールで送る。なお、宿泊を伴う場合は2週間前、宿泊を伴わない場合は1週間に提出する。  
⑦新2、3年生が年度初めに部を変更する場合、退部届は必要としないが、顧問との話し合いを設けることとする。  
⑧雨天時など、やむを得ず校舎内で活動する場合、十分に安全について配慮すること。